

## 令和5年度 第2回 芦屋町国民健康保険運営協議会

日	時	令和5年6月30日（金） 自15時10分 至16時35分							
場	所	芦屋町役場 3階 課長会議室							
出席者	公益代表	本田 浩	○	保険医・ 保険薬剤師代表	瓜生 康平	欠	被保険者代表	守田 俊次	○
		中西 智昭	○		若松 敏行	欠		福島 直人	○
		川上 誠一	○		井上 富夫	○		中西 朝男	○
	被用者保険代表	廣津 早登世	欠						
	保険者	溝上、志村、松浦							
署名									
会 議 内 容									
事務局	会議の成立（7人出席で過半数を超えているため、会議は成立）								
会長	会長挨拶								
事務局	資料の確認								
	2. 議題（1）第1回国民健康保険運営協議会議事録について説明								
会長	議事録の内容に指摘等ないか。								
委員	内容に指摘無し。								
会長	では、第1回国民健康保険運営協議会議事録については、このとおりとし、後日町のホームページに公開していただきたい。								
事務局	2. 議題（2）芦屋町国民健康保険税の税率改正について説明								
会長	質問があればどうぞ。								
委員	歳入の一般会計繰入金の説明で、決算補填目的ではない法定外繰入金とあったが、それはどういったものか。								
事務局	法定外繰入金の中でも決算補填目的でないものがあり、それは赤字とはみなされないの 一般会計から繰入れている。内容は、保健事業にかかった費用のうち補助金を超えているもの や医療費に対する補助金（普通交付金）の差額などである。								
委員	以前は、国保税の上昇を抑えるために一般会計から法定外繰入金を入れていた。しかし、								

会 議 内 容	
委 員	国保が広域化してからは、国や県は法定外繰入金はなくすと言っていると思っていたが、この法定外繰入金とは違うものなのか。
事務局	法定外繰入金の中に国や県がなくすと言っている赤字補填分と赤字補填にあたらぬ法定外繰入金がある。赤字補填にあたらぬ法定外繰入金については、引き続き繰入れていいことになっている。
委 員	前回の会議のときに、保険税が不足する場合は法定外繰入金で補填するとあったと思うが引き続き繰入れていいのか。
事務局	今の質問は、国保事業費納付金のことだと思うが、その納付金を払う財源が国保税である。県が示す標準保険税率に芦屋町の国保税を合わせない限り、納付金が払えなくなり国保会計は赤字となるということである。
	今回、国保会計を健全化するために、赤字にならないように標準保険税率に合わせていくことを目指すが、どういうタイミングで標準保険税に合わせていくかを決めていただきたい。
会 長	意見をいただく前に少し整理すると、昨年度に国保運営協議会は答申を出している。答申では、令和5年度の国保税は据え置くことが適当であるが、令和6年度以降の税率改正は被保険者の負担が急激に増加しないような方法で改正が必要という方向付けがなされた。よって、令和6年度以降は据え置くのではなく、改正するとなっている。
	事務局からは、標準保険税率に合わせる時期が1年か3年か5年か7年かと4案説明された。ただし、標準保険税率については毎年変わるので、今現在の標準保険税率で黒字になるまでのシミュレーションがされている。どの案にするか意見をいただきたい。
委 員	4つの案があるが、国が示している期限はあるのか。
事務局	期限はない。当日資料の2ページに国民健康保険税の統一化の動きを記載しているが、まずは納付金を算定する際の医療費水準を統一する動きがあり、11年度までに医療費水準の反映を今の半分にするとなっている。そのため、早くても12年度以降しか国保税を統一化しないのではと思っている。県は、現在医療費水準の統一について、市町村の意見を聴いているが、医療費が低い市町村は統一化することで、納付金や国保税が上がってしまうので反対しており、なかなか意見がまとまらない。よって今の段階では、保険税の統一化がどうなるのか不明である。すでに医療費水準を統一化、反映していない都道府県は、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県で、今後保険税もスムーズに統一化されると思われる。また、大阪府では保険税も統一化している。医療費水準を統一化しなければ、保険税の統一化

会 議 内 容	
事務局	もできないということになる。標準保険税率に合わせる期限は特には決まっていないが、今各都道府県では努力をしているという状況である。
会 長	事務局から示された資料に案ごとに世帯所得ごとの国保税の値上がりする金額が示してあるが、低所得の方については、7割、5割、2割と軽減措置があるので、実際に負担が増える金額はもっと低くなることを再度認識してもらいながら、どの案がいいか意見をいただきたい。
委 員	上がり幅が小さいほうがいいので、7年をかける案④がいいと思う。
委 員	私も一度に上げずに、できるのであれば長くかけて上げる案④がいいと思う。
委 員	長くかけた方がいいが、町の財政も考えながら決めなければならない。
委 員	長くかけた方がいいというのも理解するが、国保税の統一化をよく見据えて動く必要があると思う。今のところ12年度以降しか統一化されないということだが、余裕を見て5年で合わせるという案③がいいのではないか。
委 員	今日初めて説明を受けた。統一化を見据えて上げるというのも分かるが、県でまだどうなるかわからない状況でもある。また、数字のうえで税負担を増やすことで健全化することもあるが、国保税を上げることで滞納者が増えることも起こると思う。現在の滞納者はどのくらいいるのか。
事務局	滞納者数は、今数字を持っていない。わからない。
委 員	資格者証は発行していなくても、短期証はかなり出していると思う。シミュレーションでは国保税の収入が増えて、健全化されるということになっているが、払う側からすると滞納が増える、短期証の人が増える、もっと悪くなると資格者証になるということになると思う。もっと議論してどうするか考えなければならないと思う。
委 員	また、会長が言うように前回の答申もあると思うが、必ず国保税を改正するのではなく、その時々状況に合わせて考えるべきと思う。今後の町民の生活状況や支払い能力などを見て、数字だけ見るのではなく議論すべきだ。国が負担をしなくなったことも問題であり、全国知事会でも国の補助を要求している状況なので、それも踏まえて慎重に対応すべきだ。
委 員	今日結論を出すのは、この資料で判断しにくいですが、少しずつ上げる方がいいと思う。

会 議 内 容	
会 長	皆さんの意見では、7年かけて上げるという意見が多かった。中には、5年という意見もあった。また、もう少し協議をして決めた方がいいのではないかという意見もあった。
事務局	まず、皆さんに理解してもらいたいことは、芦屋町はコロナ禍の3年間、町民目線に立って国保税の見直しをしなかったということである。また、芦屋町の国保税は郡内でも一番低い水準である。コロナ禍でも遠賀町や水巻町は2回の国保税改正をしている。芦屋町は、本来改正をしなければならない中、町民の生活等を考えて3年間、国保税の改正を先送りしてきた。このことをしっかり認識していただきたい。
	どのように改正していくかの議論については、時間をかけてもかまわないが、昨年度の答申では、令和6年度以降の国保税は改正が必要とされている。その中で、急激な値上げは避けるという方向は示されており、この改正案を提示している。よって、国保税の改正をしないという選択肢はないと思っている。国保税を上げなければ、国保会計は赤字になる。赤字になると赤字解消計画を策定し、その取組みによって補助金が減ることもある。他市町村がしているように芦屋町でも県が示した適正な保険税、標準保険税率に合わせる努力をしていかなければならない。当然、住民のことを考えて、低所得の方にも配慮していく。
	例えば、当日資料の3ページの上の表で所得0円の世帯が532世帯ある。この0円の世帯は7割軽減が受けられる。問題は、7割軽減を受けている世帯は410世帯くらいで、残りの120世帯の人は未申告のために軽減を受けていないこと。町は、低所得の方の保険税を軽減するよう申告を促す取組もしなければならない。今は、国保税を改正せざるをえない状況まできているので、国保税は上げつつも低所得の方へ申告を進めて、軽減世帯を増やす取組みをしなければならないと考えている。
委 員	事務局は、どのくらい会議をしようと考えているのか。
事務局	前回の資料やレジュメでも説明したように、5回の会議を予定している。
委 員	住民の生活に関わることでもあるし、いつどのくらい国保税が値上がりするかは住民にとって大きな問題となる。今日の議論を踏まえて、次回議論して結論を出していかなければならない。1回目、2回目で方向性を決めるべきではない。
会 長	委員から、もう少し時間をかけて議論すべきという意見だが、他に意見はあるか。
委 員	会議の回数にはこだわらなくてもいいが、基礎的なことをしっかりと詰めなければ進んでいけないと思う。次回までにそれぞれがもう少し意見を出していけたらと思う。

会 議 内 容	
会 長	結論を早急に出さなくてもいい。回数にこだわらなくてもいいという意見もあった。また、今回3名の委員が欠席しているということもあるので、次回までに皆さんしっかり資料を読み込んでいただき、皆さんの意見を伺いながら再度協議するという方向でいいか。
委 員	異議なし。
委 員	7割、5割、2割軽減は、どのくらいの収入の人が該当するのか。また、どのくらいいるのか。
事務局	資料2の1ページ下の表で簡単に説明すると、所得0円の一人世帯、40歳から64歳のモデルケースの場合、現行との差額が25,300円となっているが、実際には7割の軽減が適用されて7,000円くらいの値上がりとなる。軽減制度の問題は、確定申告をしなければ受けられないということ。町は確定申告を促して低所得の方にはしっかり軽減を受けていただくよう取り組む。
委 員	例えば、どのくらいの所得の人に軽減がかかるのか。
事務局	軽減制度が適用されるかどうかは、所得や世帯状況により違う。一例として、示すことはできる。 ちなみに、令和4年度では、7割軽減の世帯が564世帯。5割軽減の世帯が247世帯。2割軽減の世帯が181世帯で、国保の世帯のうち57%の世帯が何らかの軽減がかかっていることになる。
委 員	国保税が高いことは国も認めており、4年度からは未就学児の均等割を半額にしている。中には18歳以下子どもの均等割を補助している自治体もある。すべての人が同意するような、納めることができるような保険税にしていかなければならないと思っている。
会 長	次回の会議までに資料を読み込んで、会議に臨んでいただきたい。
事務局	今回は、7月20日（木）の午後2時から。追加してほしい資料などあるか。
委 員	保険税を検討する際に、例えば均等割を上げずに平等割だけ値上げするということはできるのか。
事務局	できないことはない。ただ均等割というのは、人数にかかるものなので、それを据え置くと平等割の世帯にかかる保険税を上げる必要がある。そうすると、人数の少ない世帯

